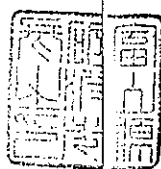


砺波市と砺波市内の郵便局との包括連携協定に基づく高齢者等の見守り
及び不法投棄等にかかる情報提供の協力に関する覚書



砺波市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、高齢者等の見守り及び不法投棄等にかかる情報提供の協力に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、令和元年6月5日に締結した「砺波市と砺波市内の郵便局との包括連携協定」に基づき、甲乙間の協力による具体的な取組みの内容を定めるとともに、甲及び乙が連携して砺波市の安全・安心な地域づくりに資することを目的とする。

なお、乙においては砺波市に所在する郵便局（ただし、簡易郵便局は除く）が本覚書に定める協力を実施する。

（協力の内容）

第2条 乙は、砺波市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障がなく、かつ法令等に反しない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- （1）高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- （2）不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、

有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

(附則)

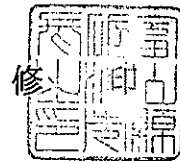
本覚書の締結日の前日をもって、甲乙間で平成28年7月25日付け締結した「砺波市地域見守り活動に関する協定」は失効する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年7月1日

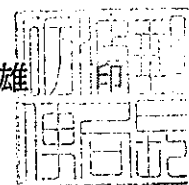
甲 砺波市
砺波市長

夏野



乙 日本郵便株式会社
砺波市内の郵便局代表 砺波郵便局長

高口 幸雄



<様式例>

年 月 日

郵便局

(TEL)

地域見守り報告書

作成者	所属	
	氏名	

発見日時	年 月 日 () 時 分頃
発見場所	
住民の特徴	
状 況	
備 考	

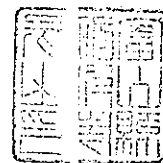
砺波市 連絡先	社会福祉課	
	TEL	0763-33-1299
	E-mail	shafuku@city.tonami.lg.jp

<様式例>

年 月 日

郵便局

(TEL)



不法投棄発見報告書

作成者	所属	
	氏名	

発見日時	年 月 日 () 時 分頃		
内 容	(該当する項目の□にチェックしてください) 不法投棄物 ☐ 家電5品目 (エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機) ※当てはまる項目に○を付けてください ☐ その他 (捨てられていたもの:) ※具体的にご記入ください 例: タイヤ・自転車・ソファ等 土砂等の搬入物 ☐ 埋立て		
	住 所		住宅地図 ページ
不法投棄 場所	略 図		
備 考			

砺波市 連絡先	市民生活課	
	TEL	0763-33-1372
	FAX	0763-33-6818
	E-mail	seikatsu@city.tonami.lg.jp

